

令和 9 年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（新設）

要望元：農林水産省畜産局飼料課流通飼料対策室
：財務省関税局業務課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		2 以上の植物性のかす又は油かすからなる飼料調製品									
改正要望の内容		2 以上の植物性のかす又は油かすからなる飼料調製品に係る WCO・HS 委員会 における分類決定を遵守するための適用税率の移行									
税 番	統計 細分	品 目	現行税率			改正後税率			W T O 譲許税率	現行制度の 増減税規模	改正増 減収額
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠			
23. 09 2309. 90	新設	飼料用に供する 種類の調製品 その他のもの 2 その他のもの (2) その他のもの 2 以上の植物性 のかす又は油か すからなる調製 品（仮）	無税			無税			無税	— 百万円	— 百万円
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		○施行期日：令和 9 年 4 月 1 日 ○適用期間：施行期日以降									
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		① 現状 (1) 改正品目・関税制度と関連する産業等の現状及び過去からの状況変化等 我が国においては、植物性の油かすである大豆油かす（23. 04 項）に、それ以外の植物性のかす又は油かす（植物性のかす等）（23 類）を少量混合した物品については、含有量が最大の植物性のかす等にその特性があるとして、大豆油かすが分類される 23. 04 項（基本無税）に分類している。 第 72 回 HS 委員会（注 1）において、飼料用に供する大豆油かすを主成分とする混合物 4 種類の分類について、複数国間で異なる意見があったため議論が行われた。その結果、飼料用に調製されたものであると考える国が多かったことから、23. 09 項（飼料用に供する種類の調製品）に分類決定された。									

(2) 輸入状況等

・ 2304.00-000 の輸入状況（直近 3 年、上位 3 か国）

単位：百万円

	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
中国	46,882	79,940	33,210
ブラジル	47,653	19,749	28,423
米国	26,350	18,604	25,837
総計	140,722	130,245	99,201

(3) 国際市況等

大豆油かすの国際価格（シカゴ相場）は、大豆油の需給や中国の飼料需要の動向等により変動。令和 8 年 7 月現在は 300 ドル/ショートトン台前半で推移。



資料：「飼料をめぐる情勢（令和 8 年 7 月）」

(4) 国際交渉の状況・諸外国における制度実態

上記①(1)に記載のとおり。

（注 1）HS 委員会は、国際条約である「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS 条約）」に基づき WCO（世界税関機構）に設置されている委員会で、品目表の解釈及び適用の統一を図る観点から、HS 条約締約国からの個別物品の分類検討提案に基づき、検討及び決定等を行っている。

② 問題点

我が国は HS 条約締約国であり、HS 委員会の決定を遵守し、当該決定と国内の品目分類の統一性を確保する必要があることから、貿易円滑化のためにも、一般の決定についても、我が国において適切に執行することが求められる。

上記①(1)に記載のとおり、2 以上の植物性のかす等の混合物は現在、我が国においてはその特性に従って 23.04 項等に分類され、基本税率無税で輸入されている。

しかし、HS 委員会の決定どおりに 23.09 項で輸入された場合には、基本無税である現在の 23.04 項等と同様の税率の 23.09 項への設定（以下「関税改正による手当て」という。）を行わなければ、2309.90-298（WTO 協定税率 12.8%）又

	は 2309. 90-299 (W T O 協定税率 36 円/kg) に分類され、関税が課されることになる。 このため、大豆油かすを始めとする植物性のかす等は、輸入原料由来のものが国内での利用の太宗を占めており、植物性のかす等の混合物の輸入実績もあることから、関税改正による手当ては畜産物コストの低減に資するものと考えられる。そのため、関税改正による手当てを行わなかった場合には、適用税率が引き上がることとなるため、当該物品を輸入して利用する畜産農家等が不利益を被ることとなる。
改正の必要性和目的達成の見通し	① 改正の目的（政策の達成目標） 上記「②問題点」に記載の問題点を解消すること。 ② 改正の方向性 この改正を行わない場合は、上記「②問題点」に記載のとおり、植物性のかす等の混合物が調製品として 23. 09 項に分類され、関税が課されることとなる。無税で輸入し利用してきた者が不利益を被ることがないように、H S 委員会での決定を適用して 23. 09 項で植物性のかす等からなる調製品を輸入する場合でも、無税が維持されるようにする必要がある。 これを実現するために、租税法律主義の観点から、関税定率法別表を改正し、23. 09 項に植物性のかす等からなる調製品を分類するための、無税の税細分を設ける改正を行うことを要望する。 ③ 改正目的達成予定時期 本改正の施行と同時。
改正の効果と妥当性	① 改正による効果・影響 (1) 改正による国内産業保護に与える効果・影響 現在の取扱いを維持するための改正であるため、改正しないことによる不利益を関連する物品を輸入している者が被ることがなくなる。 (2) 消費者等の利益に与える効果・影響 本品を輸入する際の関税率が上がれば、利用した商品が値上がりする可能性があるため、これを回避することができる。 (3) その他の効果・影響 現在の取扱いを維持するための改正であるため、悪影響を含むその他の影響は想定されない。 ② 改正の妥当性 上記①(1)～(3)から、本改正を行わなかった際には国内産業等への影響が考えられるが、悪影響は想定されないことから、本改正は妥当である。

政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 特になし ② 当該政策評価の結果と改正の関係 特になし ③ 政府方針と改正の関係 特になし ④ 関連措置 特になし
-----------	--

○ 改正経緯

これまでの改正状況	新規改正
措置による効果	現状の措置が維持される。